

厚生労働省の通達により登録教習機関において、受講する外国人が当該技能講習の内容を理解できるか確認し、受講申請の際、その結果を登録教習機関に対して通知することとされています。

労働安全衛生法で定められている各種技能講習は、日本語が理解できている事を前提とした試験に合格する必要があり、特別教育等の安全衛生教育については、事業者の義務で受講させるもので、日本語を理解し、なおかつその内容が理解できていなければ教育義務を果たしたものと認められません。

当支部が主催する技能講習及び特別教育等に外国人の方の申し込みをさせる場合においては、通達に基づき以下をご記入の上、提出くださいますようお願いいたします。

外国人労働者の方が受講する際の注意事項

- ・通訳や受講の補佐をする方の同席はできません。
- ・講習中に講師やほかの受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
- ・日本語の理解力について、申告書の内容に該当しないと事務局が判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習受講料、テキスト代金等は返金いたしません。
- ・技能講習の試験問題は日本語表記ですが、事前に希望された場合、試験問題の漢字にひらがなのルビが振られた試験問題を提供いたします。なお、合格点に達しない場合、修了証は発行いたしません。
- ・補講等は行いません。
- ・受講前に予習のためテキストを購入することができます。（講習日当日にテキストが改訂されている場合は改めて購入することが必要です。）講習日当日テキストを忘れた場合は、再度購入していただきます。また、足場特別教育（ベトナム語版・英語版）、フルハーネス特別教育（ベトナム語版・英語版）についてはサブテキストを購入する事ができます。

日本語の理解力確認書

① 受講者の日本語の理解力について該当する場合は○をつけてください。

技能講習等で使われるテキストの内容が日本語のままで分かる

② 受講者の日本語能力の参考となる資格などを書いてください。（例えば：「日本語能力試験でN4認定された」など）

③ 技能講習を受講される方はどちらかに○をつけてください。

漢字にルビがふられた試験問題を（希望する ・ 希望しない）

令和 年 月 日

上記注意事項について同意いたします

（受講者自署）

講習日	講習名	確認印

※事務局記入欄